

募集

クラウドファンディング※型ふるさと納税

介護関係人口の拡大に取り組むため、寄付を募集しています

▶申し込み・問い合わせ 地域戦略課 ☎73-3011



※クラウドファンディングとは、インターネットを介して、多くの人が資金を供与する仕組み



▲詳細はこちらから



▲寄付はこちらから

**暮らしのライフセーバー 普及事業**

現在、市の高齢化率は35%を超えており、今後は少子高齢化の進行とともに、介護の担い手が不足することが予想されます。

そのため、介護専門職以外の人にも介護力を身に付けることで、地域全体でまちを支え、共に生き、助け合う、共助のまちをめざしています。ご協力をお願いします。

**募集期限** 11月30日(土)まで

**目標金額** 420万円

**その他**

- ・寄付は、5,000円から受け付けます。
- ・市内在住の人でも寄付できます。
- ・寄付金のうち、2,000円を超える部分が、所得税・住民税から控除されます。
- ※控除額には、上限があります。

健康

20～39歳の国民健康保険加入者の皆さんへ

若年健康診査を受けましょう

▶申し込み・問い合わせ 健康課 ☎73-3014

**対象** 市内に住所のある、20～39歳(令和7年3月31日時点)の国民健康保険被保険者

**内容** 身体計測、診察、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査など

**持ち物**

- ・国民健康保険被保険者証またはマイナ保険証
- ・受診券、質問票

※35～39歳の人には、10月下旬に受診券を送付しています。

※20～34歳の人で、受診を希望する人は健康課に電話またはQRコードからお申し込みください。



▲申し込みはこちらから



若年健康診査は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満症候群)などの生活習慣病の予防を目的としています。自覚症状が出にくい若いうちから健診を受け、自分自身の健康状態を知り、病気の予防・早期発見をしましょう。

**場所・実施日・自己負担額**

【みとよ市民病院】 1,000円  
11月～令和7年1月の毎週月曜日

【三野町保健センター】 700円  
11月29日(金)、  
12月1日(日)、2日(月)

暮らし

有機肥料「ハイクリーンかがわ」を使ってみませんか

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007



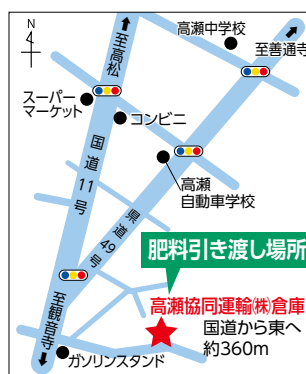
15kg

**販売価格** 1袋15kg入り 50円  
(10袋単位で販売)

**支払い方法** 代金は、引き渡し時に担当者へ直接お支払いください。

**注意事項**

- ・車両への積み込みは、購入者でお願いします。車両の積載重量は必ず守ってください。
- ・数に限りがありますので、早めの予約をおすすめします。



高瀬協同運輸(株)倉庫  
住所：高瀬町下勝間1339番地2

し尿・浄化槽汚泥を強制発酵させた完全有機肥料の「ハイクリーンかがわ」を、予約販売しています。

**予約先(販売委託先)**  
高瀬協同運輸株式会社  
☎72・1234

**受付日時**  
月曜～金曜(年末年始・祝日除く)  
午前9時～午後5時

**引き渡し日時**  
木曜、土曜(年末年始・祝日除く)  
午前9時～午後5時

**引き渡し場所**

お知らせ

イノシシにご注意ください

▶問い合わせ 農林水産課 ☎73-3040

市内各地でイノシシが出没しています。イノシシを目撃したら、近づかずに、落ち着いてゆっくりとその場から離れましょう。決して威嚇したり、無理して追い払ったりしないでください。万が一、近づいてきたら高いところに避難するか、物陰に隠れましょう。

**補助事業をご利用ください**

農作物を守るため侵入防止柵を設置する場合、事業費の一部を補助しています。補助には条件がありますので、詳しくは農林水産課にお問い合わせください。



お知らせ

七宝山トンネル

全面通行止めになります

▶問い合わせ 危機管理課 ☎73-3119  
東西土木事務所 ☎25-1002

七宝山トンネル内の交通事故・車両火災を想定した防災訓練を行います。

訓練に伴い、トンネル区間が全面通行止めとなりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

**日時** 11月15日(金)  
午前9時30分～10時40分



暮らし

納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005  
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

国民年金保険料は、社会保険料控除として、その年の課税所得から控除され税額が軽減されます。

**控除の対象**

今年1～12月に納めた保険料の全額

※過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

※自身の保険料だけでなく家族(配偶者や子など)分を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、控除証明書や領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付時期**

- 1月1日～9月30日に、国民年金保険料を納付した人  
↓11月上旬に送付
- 10月1日～12月31日に、今年初めて国民年金保険料を納付した人  
↓令和7年2月上旬に送付

※社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の照会は、控除証明書のはがきに記載されている問い合わせ先に、ご連絡ください。



**社会保険労務士による 無料出張年金相談(要予約)**

**日時** 11月13日(水)  
午前10時～午後3時

**場所** 危機管理センター

**持ち物**

- ・基礎年金番号が分かるもの
- ・相談者の本人確認ができるもの
- ※代理人の場合は、委任状および代理人の本人確認ができるもの

**申し込み・問い合わせ**  
街角の年金相談センター高松  
☎087・811・6020



▲ねんきんネットはこちらから

**「ねんきんネット」を利用しましょう**

「ねんきんネット」のIDを取得している人は、「ねんきんネット」からいつでも再交付申請をすることが出来ます。

また、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版を交付しています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることが出来ます。登録をすると、郵送されなくなりますので、ご注意ください。